

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成24年度第2四半期分)

[様式2]

(府省名:内閣官房)

契約の名称及び内容	契約担当等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知根拠区分	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">該 当 な し</p> </div>											

〔記載要領〕

- 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「財務大臣通知根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1.(2)の区分(例:イ(ロ))又は のイからハに掲げる区分を記載すること。
- 単価契約に係る契約金額については、年間見込み額を記載している。

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成24年度第2四半期分)

【様式2】

(府省名:内閣本府)

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知根拠区分	備考
北部移動式処理事業「北部移動式処理設備」の中国輸入等に関する諸手続きの実施	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成24年7月13日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 住匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき	非公表	94,200,339			外国政府(中国政府)との契約であるため	(2) イ(ロ)	
ハルバ嶺発掘・回収事業(工事期間における環境モニタリング)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成24年7月13日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 住匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき	非公表	2,563,410			外国政府(中国政府)との契約であるため	(2) イ(ロ)	
南スーダン国際平和協力業務に係るバーム・ツリー・リゾートの賃貸借	支出負担行為担当官 国際平和協力本部事務局長 羽田 浩二 千代田区霞が関3-1-1	平成24年7月13日	NABIL RAHWANJI & SAMER BAHLAWAN RBEIZ BLDG.1ST FLOOR,PORT STREET,SAIFI-BEIRUT,LEBANON	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	7,178,706	7,178,706	100.00		他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	原則によらない	
内閣府LAN(共通システム)利用者のメールアドレス情報採取作業	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成24年7月20日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	2,310,000	2,310,000	100.00		他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2) 二(ハ)	
石家荘移動式処理事業(処理場整備)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成24年7月27日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 住匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき	非公表	6,746,458			外国政府(中国政府)との契約であるため	(2) イ(ロ)	
ハルバ嶺における定置式自動物質検出警報装置(RAID-S2)の整備・システム化・設置・組立および試運転等に関する業務	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 東京都千代田区永田町1-6-1	平成24年8月22日	新成物産株式会社 東京都中央区日本橋兜町13-2	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	27,273,750			他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2) 二(ハ)	
第26回国際計量生物学会議会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成24年8月24日	財団法人神戸国際観光コンベンション協会 兵庫県神戸市中央区港島中町6-9-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	3,171,800	3,171,800	100.00		日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2) イ(ハ)	
ハルバ嶺気象観測施設調査に関する支援	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成24年8月31日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 住匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき	非公表	1,042,248			外国政府(中国政府)との契約であるため	(2) イ(ロ)	
第16回国際アルコール医学生物学会総会会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成24年9月7日	株式会社コンベンションリンク 北海道札幌市白石区東札幌6条1-1-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	2,269,705	2,269,705	100.00		日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2) イ(ハ)	

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知根拠区分	備考
第19回国際質量分析会議会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成24年9月14日	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区岩倉大鷲町422	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	12,495,262	12,495,262	100.00		日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2) イ(ハ)	
石家荘移動式処理事業(作業支援業務)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成24年9月27日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき	非公表	256,930,048			外国政府(中国政府)との契約であるため	(2) イ(ロ)	
第32回国際泌尿器科学会総会会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成24年9月28日	財団法人福岡コンベンションセンター 福岡県福岡市博多区石城町2-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	2,497,100	2,497,100	100.00		日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2) イ(ハ)	
第32回国際泌尿器科学会総会会場賃貸借	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成24年9月28日	株式会社福岡サンパレス 福岡県福岡市博多区築港本町2-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	1,304,100	1,304,100	100.00		日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2) イ(ハ)	

(記載要領)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「財務大臣通知根拠区分」欄は、「公共調達適正化について」記1.(2) の区分(例:イ(ロ))又は のイからハに掲げる区分を記載すること。
5. 単価契約に係る契約金額については、年間見込み額を記載している。